

練馬区自殺対策計画〔第 2 次〕について

1 計画の概要

計画の目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

計画の位置づけ

自殺対策基本法第 13 条に基づく区の自殺対策計画

計画期間

令和 6 年度～10 年度（5 年間） 令和 6 年 3 月策定

2 施策の体系

	第 1 次計画	第 2 次計画
基本方針	1 関連施策の連携を強化する 2 区民・地域の理解を広げる 3 生きることの包括的な支援として推進する 4 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う	
基本施策 ₁	1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 区民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援	
重点施策 ₂	1 高齢者の地域包括ケアシステムの確立 2 生活困窮者、無職者・失業者への支援 3 子どもと子育て世代への支援 4 若年者への支援 5 女性への支援	1 児童・生徒・学生をはじめとする若年者への支援 2 女性への支援 3 <u>働き盛りの男性への支援</u> ₃ 4 高齢者への支援 5 生活困窮者、無職者・失業者への支援 6 <u>自殺未遂者への支援</u> ₃
生きる支援の関連施策（＝自殺対策に関連して生きる支援につながる施策）		

1：区市町村が共通して取り組むべき施策

2：練馬区の実態に即した施策

3

第 1 次計画の重点施策に引き続き取り組むことに加え、区の実態等を踏まえ、第 2 次計画から重点施策に「働き盛りの男性への支援」「自殺未遂者への支援」を追加